

解禁日： 有（令和 年 月 日）

・ 無

令和7年12月23日

報道関係者様

## 守口市報道提供資料

## もりぐち児童クラブ事業登録児童室に関する個人情報書類の紛失について

## 1. 概要と事実経過

令和7年12月19日（金）に市の業務委託先であるもりぐち児童クラブ実行委員会が運営する、もりぐち児童クラブ事業登録児童室（以下「登録児童室」という。）の主任パートナーから、個人情報が含まれる書類を紛失したとの申し出がありました。

当該主任パートナーは、12月17日（水）に登録児童室のミーティングを実施した際に、自身が説明に用いた個人情報を含む書類を封筒に入れ、そのまま自宅へ持ち帰りました。

12月18日（木）は、出勤前に私用があり、それを済ませた後、そのまま出勤する予定として、当該書類が入った封筒を持って外出しました。その後、私用を済ませて勤務先に向かうため電車に乗車しましたが、車両内で荷物の整理をしようと思い、所持していたバッグから封筒を取り出して座席に置いたところ、そのまま置き忘れたものです。

電鉄会社及び警察に遺失物として届いていないか、複数回確認しているところですが、未だ見つかっていない状況です。

なお、現時点では漏洩した個人情報が悪用された事例は確認されておりません。

## 2. 個人情報の内容

登録児童室を利用している児童1名及び保護者2名の個人情報

（児童及び保護者の氏名、住所、児童の生年月日、電話番号、印影、児童のアレルギー疾患情報等、かかりつけ医療機関、健康保険証の種類・記号・番号）

## 3. 判明後の対応

令和7年12月19日（金）の事案判明後、保護者に連絡し、同日中に直接対面の上で、経緯の説明と謝罪を行い、一定のご了承をいただきました。

## 4. 発生原因

業務委託先において、個人情報を含む書類は施錠ができる場所へ保管するルールでしたが、当該主任パートナーが無断で自宅に持ち帰るとともに、外出時に持ち歩き、さらに電車内で荷物の整理を行うという、個人情報の取扱者としての危機管理意識が欠如していた行動により紛失し、個人情報の漏洩が発生したものです。

## 5. 再発防止について

毎年度、個人情報が記載された書類の取り扱いについては、市から業務委託先に安全管理を求めていたにも関わらず、このような事案が発生したことは、当該主任パートナーの危機管理意識の欠如が原因であることから、改めて厳重な管理に取り組むよう厳しく指導しました。また、今後、全パートナーを対象とした個人情報保護に関する研修を実施し、個人情報の取扱者としての危機管理意識の向上に努めるとともに、個人情報を含む書類の保管ルールを徹底するよう指導してまいります。

問合せ：守口市役所こども部子育て支援政策課

電話 06-6992-1665 (直通)